

令和8年 第2回 福岡市選挙管理委員会

1月23日（金） 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第1号 個人演説会等を開催することができる施設の指定について

議案第2号 個人演説会等の施設の指定の取消しについて

議案第3号 個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が
納付すべき費用の額の承認について

2 報告事項

① 在外選挙人名簿登録者数について

② 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する
証票の交付状況について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

- ・ 令和8年1月26日（月） 午前10時30分
- ・ 令和8年2月20日（金） 午前10時30分
- ・ 令和8年3月5日（木） 午前10時30分

議案第1号

個人演説会等を開催することができる施設の指定について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設を次のとおり指定する。

令和8年1月23日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

指定する施設

施設名	所在地	管理者名
下山門団地6区集会所	福岡市西区下山門団地41番1号	福岡市長 (住宅都市みどり局住宅管理課)
下山門団地8区集会所	福岡市西区下山門団地8番1号	福岡市長 (住宅都市みどり局住宅管理課)

(理由)

公職選挙法第161条第1項第3号の規定による。

議案第2号

個人演説会等の施設の指定の取消しについて

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる次の施設について、施設の指定を取り消す。

令和8年1月23日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

指定を取り消す施設

施設名	所在地	管理者名
下山門市営住宅47棟集会所	福岡市西区下山門団地47番	福岡市長 (住宅都市みどり局住宅管理課)

(理由)

公職選挙法第161条第1項第3号の規定により指定した施設が廃止されたことによる。

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)

二 地方公共団体の管理に属する公会堂

三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施設管理者	市選管	県選管
施設指定の事務	指定についての同意	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 <委員会議決> 指定の議決 (法161条1項3号) ← 指定の通知 指定の報告 (法161条3項)	施設指定の告示 (法161条4項)
設備の承認の程度及び費用の額	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条2項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条2項・121条) ※ 概ね告示により公表を行っている。	← <委員会議決> 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 (令119条2項・121条) 区選管への通知・連絡	

議案第3号

個人演説会等の施設の設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認について

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設の管理者から申請があった当該施設の設備の程度及び当該施設の使用のために公職の候補者等が納付すべき費用の額については、申請のとおり承諾し、及び承認する。

令和8年1月23日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

申請内容

別紙のとおり

(理由)

公職選挙法第161条第1項第1号及び第3号に該当する個人演説会等の施設の管理者から、公職選挙法施行令第119条第2項及び第121条の規定により、当該施設において個人演説会等を開催するために必要な設備の程度の承諾及び公職の候補者等が納付すべき費用の額の承認を求められたことにより、それぞれ承諾及び承認を行う。

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲員 大三郎 様

福岡市長 高島 宗一郎

(住宅都市みどり局住宅管理課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認
申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に
関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

区分	施設の名称	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
新規	下山門団地 6区集会所	集会室	なし			100	100	有	無	板張	無	無	無

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲員 大三郎 様

福岡市長 高島 宗一郎

(住宅都市みどり局住宅管理課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認
申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に
関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

区分	施設の名称	種 別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平 日	日曜日	休 日	面積 ㎡	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
新規	下山門団地 8区集会所	集会室	なし			100	100	有	無	板張	無	無	無

福岡市選挙管理委員会
委員長 稲員 大三郎 様

福岡市教育委員会
教育長 下川 祥二
(総務部総務課)

個人演説会等の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等の承認申請書

個人演説会等の開催のため必要な施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用額等に関し、次のとおり定めたいので承認願いたく申請します。

1 変更

(3) 公民館

区分	施設の名称 (所在地)	種別	納付すべき費用額			施設の設備の程度その他							
			平日	日曜日	休日	面積 m ²	収容 人員	照明	演壇	聴衆 席	控所	会場 看板	放送 設備
			昼夜	昼夜	(昼夜共)								
変更前	福岡市西陵公民館	講堂	福岡市公民館条例 (昭和39年福岡市 条例第91号)別表 第2に掲げる額			103	100	有	無	板張	有	有	有
変更後		講堂	福岡市公民館条例 (昭和39年福岡市 条例第91号)別表 第2に掲げる額			100	100	有	無	板張	有	有	有
変更前	福岡市照葉北公民館	講堂	福岡市公民館条例 (昭和39年福岡市 条例第91号)別表 第2に掲げる額			196	190	有	無	板張	無	無	無
変更後		講堂	福岡市公民館条例 (昭和39年福岡市 条例第91号)別表 第2に掲げる額			94	90	有	無	板張	有	有	無

○個人演説会等を開催することができる施設の指定に関する事務の流れ

	施設管理者	市選管	県選管
施設指定の事務	指定についての同意	区選管との事前協議 ← 指定のための協議 <委員会議決> 指定の議決 (法161条1項3号) ← 指定の通知 指定の報告 (法161条3項)	施設指定の告示 (法161条4項)
設備の承認の程度及び費用の額	設備の程度及び候補者等が納付すべき費用の額の承諾及び承認申請 (令119条2項・121条) 設備の程度及び費用の額の公表 (令119条2項・121条) ※ 概ね告示により公表を行っている。	<委員会議決> 設備の程度及び費用の額の承諾及び承認 (令119条2項・121条) 区選管への通知・連絡	

(関係法令)

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第百六十一条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条から第百六十四条の三までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあつてはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。)を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

- 一 学校及び公民館(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十一条に規定する公民館をいう。)
 - 二 地方公共団体の管理に属する公会堂
 - 三 前二号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設
- 2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。
- 4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

○公職選挙法施行令

(個人演説会等の施設の設備)

第百十九条 (略)

- 2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、… (略) … 設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。
- 3 (略)

(個人演説会等の施設の使用のために納付すべき費用)

第百二十一条 … (略) … 公職の候補者等が納付すべき費用の額は、個人演説会等の施設の管理者が市町村の選挙管理委員会の承認を得て定め、あらかじめ公表しなければならない。

○福岡市公民館条例

別表第2

区分	単位	金額
講堂	1時間につき	円 600
その他の室		350

報告事項 1

在外選挙人名簿登録者数について

12月6日～1月23日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	136	2	0	0	138
博 多 区	105	4	0	1	108
中 央 区	156	1	0	2	155
南 区	166	2	0	2	166
城 南 区	80	0	0	0	80
早 良 区	130	4	0	1	133
西 区	95	1	0	1	95
福岡市計	868	14	0	7	875

報告事項2

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 1人（全交付数 94人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 92団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 0人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 0団体） |